

(総務委員会)

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一七号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方独立行政法人を地方公共団体と同様の位置付けとするための整備

地方独立行政法人の公共性にかんがみ、施設等の設置主体として地方独立行政法人を地方公共団体と同様の位置付けとする等のため、必要な規定の整備を行う。

二、職員の福利厚生制度等に関する諸法律についての所要の規定の整備

地方公務員等共済組合法等地方独立行政法人の職員の福利厚生制度等に関する諸法律について、所要の規定の整備を行う。

三、国税及び地方税に関する法律の規定整備

地方独立行政法人に対する所要の措置を講ずる。

四、その他

その他個別の法律について所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、地方独立行政法人法の施行の日から施行する。